

国立大学法人東京農工大学非常勤職員給与規程の一部改正

現行	改正	改正理由																		
<p>本則 (給与の支給日及び計算期間) 第4条 非常勤職員の給与の計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="179 523 689 667"> <thead> <tr> <th>給与の種類</th> <th>給与の計算期間</th> <th>給与支給日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td></td> <td><u>(新設)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略) <u>(新設)</u></p>	給与の種類	給与の計算期間	給与支給日	(略)	(略)	(略)	<u>(新設)</u>		<u>(新設)</u>	<p>本則 (給与の支給日及び計算期間) 第4条 非常勤職員の給与の計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1075 523 1585 667"> <thead> <tr> <th>給与の種類</th> <th>給与の計算期間</th> <th>給与支給日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>入試手当</u></td> <td></td> <td><u>別に定める</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略) <u>(入試手当)</u> 第12条の2 本学が実施する入学試験に関する業務に従事した非常勤職員には、職員給与規程第37条の2に定める常勤職員の例に準じて、<u>入試手当を支給することができる。</u></p>	給与の種類	給与の計算期間	給与支給日	(略)	(略)	(略)	<u>入試手当</u>		<u>別に定める</u>	
給与の種類	給与の計算期間	給与支給日																		
(略)	(略)	(略)																		
<u>(新設)</u>		<u>(新設)</u>																		
給与の種類	給与の計算期間	給与支給日																		
(略)	(略)	(略)																		
<u>入試手当</u>		<u>別に定める</u>																		

附 則(令和3年1月28日経規程第41号)

この規程は、令和3年1月28日から施行し、令和2年度に実施する入学試験に係る入試手当の支給から適用する。